

1 議事日程(第3日)

(平成30年第5回久山町議会定例会)

平成30年9月5日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2 出席議員は次のとおりである(10名)

1番	山野久生	2番	清永義弘
3番	有田行彦	4番	佐伯勝宣
5番	松本世頭	6番	本田光
7番	阿部哲	8番	只松秀喜
9番	久芳正司	10番	阿部文俊

3 欠席議員は次のとおりである(なし)

4 会議録署名議員

5番	松本世頭	6番	本田光
----	------	----	-----

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(13名)

町長	久芳菊司	副町長	佐伯久雄
教育長	安部正俊	総務課長	實淵孝則
健康福祉課長	國寄和幸	会計管理者	松原哲二
上下水道課長	原之園修司	町民生活課長	森裕子
経営企画課長	安倍達也	魅力づくり推進課長	矢山良寛
教育課長	久芳義則	税務課長	佐々木信一
田園都市課長	川上克彦		

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(3名)

議会事務局長	中原三千代	議会事務局書記	山本恵理子
総務課主査	今任邦徳		

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（阿部文俊君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（阿部文俊君） 日程第1、一般質問を行います。

久山町議会では、一般質問は一問一答方式を採用しております。

では、順番に発言を許します。

9番久芳正司議員。

久芳議員。

○9番（久芳正司君） 私は、災害時の避難について、豪雨による家屋浸水の対策、また久山の農業、オリーブ栽培の4項目を質問いたします。

まず、災害時の避難について質問いたします。昨日の只松議員の質問とダブることもありまじょうが、我慢してお答え願いたいと思います。

町として台風、豪雨、地震などのそれぞれの状況や予報、予測に合った避難場所を決めてあるのかお尋ねいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） まず、現状の状況について、総務課長から説明させます。

○議長（阿部文俊君） 総務課長。

○総務課長（實淵孝則君） お答えいたします。

ご指摘の避難所関係でございますけれども、被害を受けられる方々の住民全体が避難できる安全な避難所を選定することになります。従いまして、この選定もまた一時的なのか、それから長期的になるのか、そこら辺によっても異なってまいります。それで、その状況に応じた分で避難所を指定していくというふうな形になりますが、避難場所とそれから避難所につきましては町としての指定場所を指定しております。

以上でございます。

○議長（阿部文俊君） 久芳議員。

○9番（久芳正司君） 今指定をされたその避難場所を、町民としてどの程度周知してあるかお尋ねいたします。

○議長（阿部文俊君） 総務課長。

○総務課長（實淵孝則君） 周知でございますが、防災マップ等に掲載をし周知しております。ただし、防災マップを配布しましたのがもう何年も前のことでございますので、今後さらに行動計画等を行政区等と打ち合わせるときに防災マップの見直し等を図りながら、なお周知徹底を図っていきたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 久芳議員。

○9番（久芳正司君） では、その避難場所での過ごし方をお尋ねいたしますが、実際誰がどのようなご指導をしてあるかお尋ねいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 基本、今現在までに発生した災害等におけるものは、大体一時避難という形がほとんどでございます。基本、今総務課長が申しました、避難所に台風とか大雨の予測がされるときには避難していただくということで、自主避難という形になりますので、避難場所での過ごし方については通常どおり避難所で一夜を過ごすことができる準備をしてきていただきたいということをきちっとお願いして避難をしていただいています。これが、うちは長期に及んだことないんですけど、1泊が2泊とかなる場合は町のほうで水、食糧等の補給をしていくという形で、臨機応変な形で指導してるところでございます。

○議長（阿部文俊君） 久芳議員。

○9番（久芳正司君） 確かにそうだと思います。今までは幸いにして素泊まりの避難で済み、連泊や食事の必要はありませんでした。しかし、これがいつ何どき今日でも明日でも起こり得ると考えておりますので、これからは町としてしっかりとした指導体制を作る必要があると思いますが、お尋ねいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） ご指摘のように、これから準備していかなければならないのは、大規模災害等が発生した場合の長期期間に及ぶ場合について、今おっしゃられた避難場所での過ごし方、対応、それから食糧等の準備とかそういうものに対するマニュアルを早く作成していきたいと考えています。

○議長（阿部文俊君） 久芳議員。

○9番（久芳正司君） 一方、避難場所にも行けないひとり世帯、老人世帯、単身親世帯の方々へ避難せず安心できる指導をもっていただきたいと思います。例えば、災害が発生しても自宅にいて、誰かが必ず見守りに来ていただけるとはっきりわかれば安心されると思いますので、久山だからこそできることだと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 災害時に自分自身でお一人で避難できない方、そういう方を含めて要

は本町の防災計画の中で定めてる要配慮者、要支援者に該当する方のことだと思います。

これらの方に対する対処については、健康福祉課のほうで大体状況は把握しておりますので、そのときの対応については、お一人で来れない場合はこちらから迎えに行つて避難所にご案内するとかですね。今おっしゃった災害の状況にもよりますので、家でじっと過ごす場合については、そこに誰かを配置すると、これはまた人員配置の問題等についてありましようけども、基本こちらのほうで安全な場所に避難をしていただくということを基本として今、計画に織り込んでるところでございます。

○議長（阿部文俊君） 久芳議員。

○9番（久芳正司君） いろいろ大変でございましょうが、ぜひとも町民の安全のために努力をしていただきたいと思います。

次に、家屋浸水対策についてお尋ねいたします。

気象庁の分析では、この先も集中豪雨は起こると覚悟し備えていくべきだと報道されています。久山町も例外ではありません。開発に伴い宅地造成には盛り土がなされ、道路はかさ上げされております。したがって、既存の宅地は低い土地と家屋として残され、家屋床下浸水等に悩まされています。町としての調査や対策が必要ではないかとお尋ねいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 町内でのそういう浸水が常時発生してる場所あたりは、大体区長さんを通し、または直接ご本人等から役場のほうに連絡を受けていますので、大体町としては状況を把握しておるつもりですが、もしまだそういうところがあれば町のほうに出していただきたいなと思っております。

特に、我々がつかんでる常時一定量を超えるような大きな雨が降ったときによく浸水するといいますか、場所は大きくは3カ所ぐらいは大体発生してる場所があります。

一つは、下山田の伏谷橋の付近の水田のほうなんですけど、小河内川の一番下流になりますので、大雨が降ったときにはどうしてもそこで越流するということが起きます。それから、下久原の公民館周辺のところによく浸水していたところは、今回の久保橋の付け替えとか井堰の撤去によってなくなって、近年はもうないんですけども、心配されるのは久原川に流れ込む大きな用水路が、河川の水がかさ上げになったときにはそこを流れきらないというような状況がありますので、そこを何とか解消する必要があるんですけども、これは県の河川改修を待たないとどうしてもそこは解決できないというところがある。そういうところがございます。

いずれも、そこは住宅等に直接、あまり関係ないんですけども、上久原の今回大きな

区画整理をやったところで古野地区に、下流が既存集落なんですけど、水路が道路を超えて周辺の住宅の敷地内に入ったり、実際今年もなったんですけども、これについては現場を確認し集落内に流れる水を本来農業用水路として流す方向でないところなんですけれども、農業用水のためにという利便性を図ってるところが開いたままという形ということがわかりましたので、そこをせき止めてもらって河川のほうに流すということで緊急の対応をしてますけれども、いずれにしても原因がわかるところについては通報があれば調査して対処をしていきたいと思えます。

○議長（阿部文俊君） 久芳議員。

○9番（久芳正司君） 対応はよくわかります。ある程度は把握してあるとは理解できますが、やはり小規模であり声が出せないと、しかし大きな声を出さずとも本当に床下に入っておるといところは聞き及ぶところがございますので、また再度そういう調査をやる、また、実際対応しておるんだということを町民に知らせてほしいと思えます。

次に、3項目めとして、これからの久山の農業についてお尋ねいたします。

農業法人立ち上げに向けて検討されていた組織は解散されたのか、何らかの形で続けられているのかお尋ねいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 久山町の農業対策ということで、これまで農業法人化に向けていろいろ関係者の方に協力を求めながら進めてまいりました。基本的に農業法人設立準備委員会を立ち上げていただいて、当初は1本の法人化という形で作ろうじゃないかということ全員一応賛成のもとに進めたんですけど、各論に入っていくとそれぞれの状況が違うということで、まずはできる範囲、できるエリアの中で組織化をということで、途中でそういう見直しを図られて検討を設立協議会でされてきましたけれども、結果的には一応山田校区、久原校区、校区で分けるんじゃないんですけど、それぞれの集落を基本にやっていたんですけども、どうしても準備、それから農業者の担い手となる方の温度差があつて、農業法人化というのは地域ごとにやっっていけないかんのじゃないかということで、それではもう全体の設立準備委員会は逆に足かせになるということで、今年の5月28日に法人設立準備会で協議が行われた結果、一旦解散しようということになっています。

ただし、いろんな全体の連絡協議会等みたいなのについては、今後も引き続き必要に応じてやっていきたいと思いますので、そういう形でございますので、議員がおっしゃっている法人設立準備会という組織は今一旦解散という形になっております。

○議長（阿部文俊君） 久芳議員。

○9番（久芳正司君） よくわかりました。組織は解散されてもよいと思いますが、町長の公約に、これからの久山は農業が大事である、農業に力を注ぐと熱い気持ちに心を打たれました。今も期待をいたしております。イノシシやシカに荒らされる田畑や耕作放棄の水田は増える一方ではございます。町としての施策をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 久山町の農業に力を入れることが大切だということは公約に上げております。それは、産業として、久山町の農業を行政の主産業として活性化という、それができれば一番いいんですけども、一番大きなのは久山町のまちづくりの根幹を担っているこの自然環境といいますか、それから先ほどからあった大雨災害時との水の調整機能も持つ水田というのを町からなくすということは、まちづくり、久山町がこれまでとってきた政策そのものをストップさせるということになるということで、私としても、この水田農業を何とか維持していきたいというそういう思いは決して変わっておりません。

そういうことで、いろいろ農家の方にも協力いただいて、明日の農業を考える会で農家の方も前々から皆さん久山町の農業の将来を憂いて、明日の農業を考える会とかいうのを作っていただきながら、設立準備会では、ともかく個人ではもう担い手がないということで組織化が必要だということまでは皆さんある程度ご了解、同意されてそういう動きになってきてきましたので、私としては大いに期待をしておったところです。

ただ、ここに来て本当に痛切に感じたのは、要は農地を持っておられる方、農業をされてる方の中で、じゃあ自分たちで組織化を動かしていこうという担い手の方がおられないということが本当にわかったといいますか、痛切に感じています。

山田のほうは、まず猪野が最初に立ち上がられて、これは町が音頭をとったわけでもない、自分たちで猪野の農業を何とか守っていかないと、将来担い手がなくなるのはもう目に見えてるからということで立ち上がって、早い時期に機械利用組合を組織されました。それを倣って、今度は下山田地区でそういう農家の方たちが、中でも若い方たちが中心になって、うちも作ろうやという形で組織を立ち上げられて、それを今度は上山田の方たちが一緒に入れてくれという。これが私は本当の、よその町でも起こっている法人化組織の成り立ちだと思っておりますので、こういう形が町全体に、山田もできたから欲しいという気持ちで期待をしてみましたけれども、残念ながら今久原校区のほうには、その動きはあるんですけども、なかなかそういう担い手、自分たちがやろうという人たちが、なかなかまだ手を挙げてくれないという状況はあっています。

これだけはですね、行政が個人の財産である農地、農業の管理運営を人的に支援することは不可能ですから、町としては本当に、先ほど言いましたように、久山町のこの水田を

守ることはまちづくりとしても重要ですから、私は財政的支援は、そういう機械利用組合が結成されたならば、それが健全に運営できるような支援は当然積極的にやるべきだし、そういうふうには思ってますし、常にそういうリーダーとなってくれるような人には、そういうことは話をしてですね。だからそういう面でできない部分については極力町でいろんな制度化ちゅうのは支援をしていきたいから組織を作っていただけないかということをお願いしている状況でございます。

これだけは、農家の方たちが立ち上がっていただけない限りは、行政としてそれを支援するということは難しいわけですから、今後ももう少し個人的にもそういう方たちにプッシュしながら、何とか久原地区にもそういう組織化ができるように努めていきたいなど。今はそういう考えでございます。

○議長（阿部文俊君） 久芳議員。

○9番（久芳正司君） 町長の考えでよくわかりました。資金を出そう、組織も協力はしようということでもありますので、今後とも続けていただきたいと思います。

では次に、4項目めとしてオリーブ栽培についてご質問いたします。

私は、前の3月議会と6月議会でも、オリーブ栽培は一行政が行える業ではないと申し上げてまいりました。早く中止するか民間への移譲を進言いたしました。しかし、町としては少しの失敗はあったが、今後はお金をかけてでも栽培は続けるとおっしゃいましたが、方針は今も変わらないかお尋ねいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） オリーブ事業についてはいろいろ難題もあり、またご心配かけてるところではないかなと私も思っています。

ただ、このオリーブを久山町に栽培を始めたのは、健康の町久山町だからできるっていいですか、大いに活用できるんじゃないかということで、健康の町をアピールできる観光農業として、農業というよりも作物として栽培して久山町の健康のアピール、そしていろんな観光に結びつけていくことができるんじゃないかなということで、ぜひこれを取り入れていきたいという形でスタートをしております。そういう思いもあって、オリーブ協会から健康の町久山だからぜひということで2,000本の苗木を無料でいただいたんです。

問題は、栽培をしていく中で、いろんな課題が出てきました。一つは、気候風土については全体的にはやはり日本とイタリアの、ヨーロッパの気候環境が違うから、年数が短い間は実の収穫率というのも落ちるといえることですが、全体的には7、8割程度の実が収穫できればという形で言われています。

試験的に栽培をさせていただいて現在に至っていますが、実については成る年成らない

年、作物ですからあるんですけども、幸い今年はしっかり実をつけておりますけれども、いずれにしてもオリーブについては、この事業を私はオリーブ農業として実を収穫し、あるいはオリーブオイルとしてそれを販売して、いわゆる生産者の主たる生活の業と、これは無理じゃないかなと思っています。

あくまでも、やっぱり健康の町久山をアピールできる観光商品化することによって久山町のシンボルツリーになることができれば、それをまた久山町民一人一人に将来オリーブを植えていただくような方たちを増やしていきたいと。そういう思いで、これが一番ベターじゃないかなと思っていますし、現実に今回議会のほうもいろいろ調査をしていただいて、また天草でされてる九電工からおいでいただいた方のご意見も、都市近郊にあるこの久山町ではそういう形が一番ベターじゃないかなと。産業化は、これは非常に厳しい、採算的に厳しいものがあるということはお聞きいたしました。

それともう一方は、そういう中で久原本家のヴィレッジ構想が出てきたときに、これはうまくそういうオリーブの活用、観光化、いわゆる集客がそこに年間4、50万人の人たちが来るならば、そういう観光化については加速ができるなという期待はありましたけれども、今回ヴィレッジ構想が中止ということになりましたので、議員がおっしゃるようにこれは見直しを検討すべきだと私も思っています。

一つには、今の試験栽培のところから、まだ苗木があるから隣接の町有地に拡大してオリーブ公園化という形を、構想を持っておりましたけれども、これは一旦凍結すべきだろうと思っていますし、まず今植えていますオリーブをしっかりと実をつけてるものと、土壌とか排水の問題で成長が遅いものもありますし、また新たに植えてるオリーブも枯れたりする場合がありますので、これをしっかりと植え直して、まずは現状の植えつけしているオリーブをしっかりと成長させて実をつけさせる、これに専念をしていく方向にしていきたいなと思っています。

そして、維持管理費、それから事業投資をできるだけこれから抑えながら、まず成長させることを主体にしながら、このオリーブ事業ちゅうのを発展させていきたいと思っています。現地で今年つけてる実を見ていただきたいと思いますけれども、しっかりと成長させていけばオリーブというのは前も言ってますように年数の長い植物ですから、その活用については、いろんな活用方法が私は将来可能だと思います。ぜひ、そういう形でオリーブ事業を進めていきたいし、議員がおっしゃるようにヴィレッジ構想の中止とともに、その見直しについては方向性を出したいと思います。

○議長（阿部文俊君） 久芳議員。

○9番（久芳正司君） 久原本家のヴィレッジ構想撤退でオリーブ栽培に影響があるかとお尋

ねしようと思いましたが、今先にお答えいただきましてありがとうございました。

町長や魅力づくり推進課のオリーブ栽培に対する思い入れは、とても大きなものを感じるものがございます。天草のオリーブ栽培やイタリアの視察に行かれたとお聞きいたしましたが、本当でございましょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） はい。久原本家、それから中村学園大学が、久原本家が中心になってヴィレッジ構想の展開っていうのがメインだったと思いますけれども、これの美食の町を展開しているスペイン、イタリアのほうに社員の研修を行かせるので、久山町にもお誘いがありましたので、これはオリーブにかかわらず健康と食の観光、あわせての展開を図っていくまちづくりには大いにそういう知識をつけることは、これはいい絶好のチャンスだということで魅力の職員を1名参加させております。

○議長（阿部文俊君） 久芳議員。

○9番（久芳正司君） よくわかりました。機会があれば担当者の方々と意見交換を希望いたします。私の質問を終わります。

○議長（阿部文俊君） 次に、2番清永義弘議員、発言を許します。

清永議員。

○2番（清永義弘君） 清永でございます。どうぞよろしく申し上げます。

まず、このたびの7月の西日本豪雨等災害におきまして被害に遭われました皆様に対しお見舞いと、またお亡くなりになりました方々にお悔やみを申し上げます。

今回一般質問に当たり、私は3項目の質問をいたします。

1項目は、今申しました防災対策についてでございます。それから、2項目めは公共施設の保守管理について。3項目めにつきましては、町所有の遊休資産状況及び今後の利用対策について質問いたしますので、それぞれの担当課長と町長の答弁をお願いします。

この件につきましては、先ほど久芳議員からもありましたように、昨日から防災対策関係とか土地の関係については様々出てますので、かぶるかもしれませんが、対応方よろしく申し上げます。

それでは、1項目めの防災対策であります。1点目として、このたびの7月豪雨災害状況と復旧作業経過についてであります。

本町では、7、8年ぶりだとは思いますが避難情報が出まして、猪野地区と草場地区に避難指示が発令されました。前回の災害時には、私の記憶では猪野の山内地区にたまたまおりましたけれども、土手の崩落事故などがあったことを記憶しております。当時の区長さんの指示で公民館待機とし、区の皆さんが避難して来られることを待っていた経験を思い

出します。このときは、避難された方は確かなかったとは思いますが。

今回の豪雨では、猪野、草場地区に避難指示が出ましたが、同地区を含め各地区ではどの程度の被害が発生したのか。また、災害発生から2カ月がたちますが、災害箇所の復旧作業について進捗状況を田園都市課長のほうから説明をお願いします。

○議長（阿部文俊君） 田園都市課長。

○田園都市課長（川上克彦君） お答えいたします。

7月6日の集中豪雨における被害状況でございますけれども、住民の皆様からのご連絡や、また職員の巡回作業等により確認された災害は、集約いたしますと約28カ所になります。これらの箇所につきましては、2次被害等を考慮し、緊急対応を実施しております。今後、必要な予算を確保させていただき、復旧作業を進めていきたいと考えております。なお、農林関係が16件、建設関係が12件、合計28件の復旧作業を予定させていただいております。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 清永議員。

○2番（清永義弘君） ありがとうございます。

速やかに復旧作業をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

2点目として、各課における災害時の連携と共有についてでございますが、今回災害時において各担当者と上司、または課同士、それから課長と町長、町と議会など災害状況の伝達方法や復旧対策など町全体で連携し、また情報を共有するシステムがどのような形で考えられてる、形成されているのかというのを総務課長のほうからシステムの説明をお願いします。

○議長（阿部文俊君） 総務課長。

○総務課長（實淵孝則君） お答えいたします。

今回、地域防災計画見直しにより、防災体制を若干変更しております。といいますのは、今までの防災計画によります体制は各課ばらばらで配置していたものから、今回の改正によりまして課を中心といたしました防災体制のほうに変更しております。といいますのも、災害が起こる前から、災害が発生して復旧して、その後の生活に至るまでの分から調べてみると継続してやらない場合がもう、今回の災害等を見ますとそこまで必要な分になっております。そういった意味におきまして、そういった配置を変えております。

この中で、それぞれの課からの班分けをいたしまして、それぞれの班長が中心となった組織が上にありまして、そちらからの分で情報が全部集約されるような形になるわけでございますけれども、議員がおっしゃってるのは、これ以外で、例えば行政区への情報伝

達、それからその後の災害復旧関係のこういった箇所が災害に遭ってるとかいう分の議会等への報告等のことを言っておられるんだろうと思います。そこらにつきましては、誠にうちのほうが遅れているのは申し訳ございません。行政区等あたりとも行動計画をしながら、それから今回当初予算のほうで上げさせていただいております無線化ですね、行政無線っていいですか有線放送の無線化、あれと関連づけながら各行政区への伝達方法等の見直し等を図っていきたいと思っております。

以上でございます。

（「1次配備、2次配備とか対策本部を、それと消防団……」
と呼ぶ者あり）

それから、災害体制につきましても、まず警報が出ますとうちのほうが、警報に対応する班が、情報収集班という分が立ち上がります。この中で、災害の規模におきまして災害対策本部を設置するしないという判断がなされまして、もし災害対策本部ができますと、まず全員ではなく1次配備、ある程度の班の人数を限ったところでやる分、それから全員を対象とする2次配備っていう2段階で今回もきちんと防災計画をしております。

これは、その災害の状況に応じて1次配備するか、もしくはもう2次配備をいきなりやるかっていうふうな判断をしてなっていくような形になります。この中で、それぞれの関係機関との中の協力体制の分は協議をして、それぞれの機関に連絡をし、災害が発生したりすると、それに応じた関係機関の出動を要請するような形になります。

○議長（阿部文俊君） 清永議員。

○2番（清永義弘君） 今、総務課長のほうから回答をいただきまして、いろんなことを考えてあるなということで安心をいたしました。

しかしながら、昨日も別議員のほうから出ましたように、今回は大規模な災害はなく、若干ですけれども無事に終わったような気がします。前回の区長会の中でも、意見交換会で区長さんから出た言葉は、どのように対応していいかわからないと、防災組織表が機能しなかった、防災マップの見直しをどうすべきであるかというなどの意見が出たところでございます。このような意見が出て、多くの問題に直面したと思います。これは、逆に言うと町が今までない避難指示を出すということが判断してもらったということが幸いして、区長さんをはじめとした皆さん、関係者がそれぞれ防災意識の向上につながったんではなかろうかと。変な意味じゃないんですけど、あえて言うなら今まで避難指示が出てなかったと、今回は今までのどういう形でも起こり得る災害を想定された段階で避難指示を出したということが、皆さんが意識の向上が高まったのではないかと感じます。

今後ですね、準備を怠らないためにも、またいつ発生するかわからない大規模災害に備

えるために、今課長がいろんな対策を申されましたけど、災害に備える対策を町長の思いとして、どのような思いがあるかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今、清永議員がおっしゃったように、今回の西日本豪雨のときですね、大きな一つの大規模災害に対して取り組むきっかけ作りのものになったのは間違いないかと思います。

私自身も初めて特別警報というのを経験いたしました。30年に1度の警報ということが流れてきたときには、本当にびっくりした思いです。これまでいろいろな災害があつて、前から町で何回か地域のモデルにして避難訓練をやったことがあるんですけども、まだそのころは住民の方にも、それほどの危機意識はなかったころだったように思います。今は、やはり町民の方もそれぞれいつ自分たちがそういう大規模な災害に見舞われるかという危機感というのは皆さん抱いておられるんじゃないか、こういう熱いときに早くそういう大規模災害に対応できるような体制をマニュアル化して、町民の方と一緒に動ける形にするというのは必要だろうと思っています。

大規模災害になればなるほどそうなんですけど、要は実際起きてしまうと行政側の指導というのは、地域には行き渡らないと思うんです。もうここは本部となって、職員も限られてますから、その対応だけで職員は全部とられるというような状態になると思うから、一番大事なのは前回の議員のご質問にもお答えしましたように、いかに町民の方の自主避難意識と協力をいただくか、もう協力なしにはこの体制は組めないと思っていますので、しっかり我々も早く庁内の整備を作り上げて、そして各行政区のほうにもしっかり防災組織というものを固めていただいて、両者連携でいく必要があるなと思っています。

全体的には消防団という大きな組織がありますけど、ここが一番危険なところに対応していただける実動部隊ですから、避難については基本、まずは自分の命を守るということを町民の方に抱いていただくことと、行政と地域組織で連携して、万が一そういうときがあつても犠牲者が出ないようにするのが私たちの役目だろうと思っていますので、そういう形を、いろんな今もう事例が出てますので、参考にしながら進めてまいりたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 清永議員。

○2番（清永義弘君） 今後とも対応方よろしくお願ひしたいと思います。

実は、この防災組織表とか私が区の中で区のための組織を作った経緯がありまして、実質今回区長会の中でちょっと話をしたんですけど、実際役に立たなかったというのが実情でございます。ですから、役場に関しては、先ほど課長のほうからも申されたように、区

長会と連携した協議をしていただいて、その組織表なり対策マップというか、そのようなものを充実させながら、本当に直接区のほうが動けるような形を指導していただきたいということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、2項目めにつきましては、公共施設の保守管理について質問いたします。

私は前回3月議会において、山田小学校の体育館天井、壁の崩落の補修工事の提案をさせていただきましたが、やはり事故があったら取り返しのつかないものだと思っております。また、町民の方々が快適に公共施設を利用できることが行政の使命だと考えております。今回は、障害者の方々やお年寄りの皆さんが利用されるこの本庁舎、またC&Cセンター、それからレスポアール久山、この3カ所について視覚障害者用の点字ブロック、また手すり、階段スロープやトイレなど施設の状況をちょっと見させていただきました。

施設の整備は行われておまして、これは町長が事務方に指示されて、いろいろな形で整備されておったということは感心しました。私の知り合いのですね、建築事務所のハマダさんという方に状況を見ていただきまして、点字ブロックの状況だとかいろいろなものを見ていただいて、実質建築基準法に抵触しないというふうなことで確認しまして私も安心したところでございます。

しかしながら、やはり障害者の方やお年寄りからの目線で見るときに若干違和感があるかなというのを感じました。

例えば、この役場の中では両サイドに玄関がありますけど、スロープが1カ所しかないとか自動ドアに若干段差があって車椅子が使いづらいとかですね。本庁舎もそうですけど教育委員会の建物、2階には車椅子だとか足の不自由な方々は実際には利用できないというふうなことがあります。

それから、C&Cセンターでは、ちょうど舗装をやりかえたばかりですが、視覚障害者用の点字ブロックが実際にはない、それからあれスロープが1カ所しかない、上がるときに実際は段差があるというようなことがあります。それから、センターには診察するような場所になっておりますから、待ち受けの椅子がいっぱい置いてあります。そういうところに視覚障害者の方が利用しようとしたときに、椅子が障害になってトイレのほうに行きづらいというふうな状況がある。

レスポアール久山においては、点字ブロックは実際にあります。点字ブロックはあるんですけども、ちょっとしたことです、例えば交差点からレスポアールに行こうとしたときに点字ブロックは病院側と、それから直方方面のバス停方面に点字ブロックは実際ありますけど、どこかで視覚障害者の方は、つえを確認して曲がって行かなきゃならんです。それは、曲がるブロックが、たった1枚か2枚だろうと思ひますけど、ない。結局直線しか

行けないということです。そういうふうな状況があります。ですから、点字ブロックの機能がないというようなことになる。ですから、実質裏の玄関のところに結果的には車で乗せてもらって入るかというふうな状況しか利用できないというような状況にあるということでございます。

見れば、いろんなことが障害者の方とかお年寄りの目線から見ると若干目立つようなところがございますので、今後本町が所有する施設の老朽化に伴って大型改修工事が検討されていくんだろうと思います。そのため、総務課長としては施設の全体の管理者と、各部署は、あるところは教育委員会だとか、どこどこかという監督署になると思うんですけど、総合的には総務課長が施設の全体のことを把握してもらわないけませんので、そういう課長の立場から今後の大型改修工事を当然行っていくということで、その施設の見直しを、調査を細部にわたって行ってもらいたいと思いますので、課長の対策といえますか、考え方を教えていただきたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 総務課長。

○総務課長（實淵孝則君） お答えいたします。

先ほど議員も言われましたように、現在の公共施設はある程度の基準、県が定めます基準がありますけれども、そちらのほうは考慮しながら整備がなされているところでございます。ただし、いろいろとご指摘いただきましたように、細かい点につきまして完全に整備が行えてない点が今お聞きしましてもありますので、そういった施設関係全部に対しましても点検等を行って、今後どんなふうにするかは、その点検結果に基づいて考えていきたいというふうに思います。

○議長（阿部文俊君） 清永議員。

○2番（清永義弘君） 課長につきましては大変になると思いますが、町の全体のことでございますので、調査方よろしく願いして、将来にわたって町民の皆さんが快適に利用できるような施設管理をお願いをしたいと思います。

また、町長におきましては、早急な施設の改修工事や見直しをやっていただきたいところでございますけど、それぞれ施設の優先順位があると思いますので、今後の対策や計画があれば町長の意見として考え方をお願いしたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 総務課長が言いましたように、大体大きな、町民の方が利用される公共施設等については、特に新しいものについては、そういう障害者の方の障害にならないような対策はとってきたんですけども、今清永議員の報告によると我々が安易に見落としてるところが、また気づかないところがたくさんあるように思います。

当然、今回そういうご指摘を受けましたので、それぞれの施設についてまずは調査をして、それからその状況に応じて現場の利用者の状況、どんな方が利用されるかという状況を見ながら早急にできるものは早急にやりたいと思いますし、軽微なものはですね。当然それから大規模改修をやるときには、そういう調査をもとに、きちっとそういう対応をとれるような形に、まずはきちっと調査をさせていただきたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 清永議員。

○2番（清永義弘君） よろしく対応をお願いします。

次に、3項目めでございますけども、町所有の遊休資産の状況及び今後の利用対策についてでございますが、現在町が所有している土地で現在使用していない土地、これを遊休資産という言葉で一般的には言いますが、その土地の地域、土地の面積並びに種類について、またその土地の今後の有効活用計画、方法などについて経営企画課長のほうから説明をお願いしたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 経営企画課長。

○経営企画課長（安倍達也君） お答えいたします。

初めに、公有地の状況からご説明させていただきます。

清永議員もご承知のとおり、本町は都市計画法整備施行以来、以前から乱開発の防止や自然環境等、公共事業用地や企業誘致のために土地を取得してきたところでございます。現在この取得した財産を3種類に分類いたしまして管理しているような状況ですが、その3種類とは行政財産、山林、普通財産に分類し管理しております。

行政財産の筆数、面積でございますが、7,291筆、約234ヘクタールでございます。続いて、山林336筆、約323ヘクタールでございます。普通財産970筆、約60ヘクタールでございます。この保有資産につきましては、久山町の国土面積3,744ヘクタールに占める割合は約16.5%を保有している状況となっております。

まず、行政財産でございますが、これは道路や水路、学校、公共施設用地など使用目的に即した運用と管理が行われる物件で、各地区の保有状況でございますが、猪野地区は1,304筆、約42ヘクタールでございます。山田地区は3,112筆、約76ヘクタール。久原地区は2,875筆、約116ヘクタールを保有している状況です。合計で行政財産は7,291筆、約234ヘクタールでございます。

続きまして、山林でございますが、山林は自然環境、景観保全、熱源対策として保有しており、また市街化調整区域内でもございますので、今後とも同様の管理を行っていくこととなりますが、各地区の保有状況といたしましては、猪野地区は66筆、約84ヘクタール。山田地区は147筆、約41ヘクタール。久原地区は123筆、約198ヘクタールを保有して

いる状況でございます。

最後に、ご指摘の処分しなければならない普通財産でございます。

普通財産の各地区の保有状況としましては、猪野地区135筆、約10ヘクタール。山田地区506筆、約24ヘクタール。久原地区329筆、約26ヘクタールを保有しております。そのうち149筆の土地、約50ヘクタールでございますけど、財産貸し付けにより活用し、毎年約4,400万円の財産貸付収入を得ている状況でございます。

ご指摘の遊休資産、いわゆる塩漬け土地とは5年以上の長きにわたり所有している利活用していない土地でございますが、貸している土地を除けば、塩漬け土地は821筆、約10ヘクタール、10万平米でございます。この遊休土地は、処分されてない理由は多々あるんですが、都市計画法、建築基準法、農振法などの個別法の規制はございますけど、引き続き可能な限り競争入札、または隣接したレーンの売却を進めていく方針です。ただ、やはり急がなければいけないのは地域活性化ゾーンの土地、特に平坦地ですね、道に面した広大な6ヘクタールぐらいある土地でございますので、あそこは優先的に処分していくべきだと考えてます。あと、平地内、3分の1の平地内に点在している住宅用地については、本年度も随時入札により処分していく方針でございます。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 清永議員。

○2番（清永義弘君） 経営企画課長につきましては、町の財産管理というところで大変苦勞をなされておると思います。また、今説明を伺いまして、塩漬けの土地が821筆、約10ヘクタールもあるということでございます。

これにつきましては、いろんな取得状況があると思いますけども、実質いろんな問題があったとしても町税を用いて土地を購入したというところで、それが購入の段階の中身については問いませんが、実質その段階でお金を投資して町民の税金を投資して購入したと。しかしながら、いまだに塩漬け状態になっているということは、町に関しては一般的な形でいくと固定資産税を払わなくちゃいけないとかいろんな問題があるんですけど、そういう点がないから現状皆さんがそこに感覚がないというふうなことになるかと思えます。

これが一般企業であると、多分ご存知だろうと思えますけど、一般会計による減損会計、町税でこれを減損したときに、これが企業の財産に直接費用として発せられて、結果的に町でいうと町の財政が困難化になっていく。企業でいくと経営が困難化していくというふうなことになるかと思えます。ですから、担当課長につきましては、簡単にこれがぼんぼんぼんぼん売れるということはないと思えますけど、こういうふうな塩漬けになっ

た土地も含めて、今課長が申された、今回久原本家のヴィレッジ構想の中止というか、なりましたけども、そこら辺も含めて町の活性化のためには塩漬け財産を含めて、今までいろんな協議の中で、特にあそこの地区に関しては皆さんがずっと期待をして、いろんなことを考えられた中で動いてきた土地でございますから、あそこ全体が山田地区の原山、特に原山地区っていいですか、そこが活性化するような形で検討していただいて協議していただいて、一つの活性化なって塩漬け状態には少しでもないよというふうな財産作りを検討していく、町長と一緒に検討してもらえればと思っております。

ですから、町長におきましては、前回6月の議会で申し上げたように、簡単に土地を町で動かすことができないというふうなことをおっしゃっておりますので、確かにあれだけ広い土地でございますから、議会も含めて利用計画というか、お互いにやっていくというようなことで町の活性化を求めて、みんなで検討していかなくちゃいけないんだろうと思いますので、今後のああいう土地対策について、町長がどのような形で考えてあるか、それと議会に対してどういうふうな要望をもってあるか、お聞かせ願えればと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） ありがとうございます。

清永議員ご指摘のように、これまで久山町は他の自治体よりも多く公有地を取得した状態にある町ではないかなと思っております。それはそれで当時のトップの政策の中で、これはいろんなまちづくりにやっておられたことは確かだと思いますけども、ただ実際時代が変わってきますと企業会計における財産の収支の現状と考え方と、行政の在庁方式のやつはそういう感覚が薄いのは確かだったんじゃないかなと思いますけども、今全て町の財政についても企業会計と連結して、町についてもそういう複式簿記の考え方で財政状況を見ていくようになってますので、議員ご指摘のように、財産についてはこれから積極的に有効活用していく、そして町の財政を豊かにしていく必要があるんだろうと思います。

今持っている、町が抱えている公有地の中には、まとまった、そしてまた、まとまってる土地、それからいろんな土地改良事業とか活性とかやる中で、どうしても町の土地というのは、どっちかいうと道路等とか、そういうところにつけられたような形で残ってる土地もたくさんありますので、有効に活用できない部分もあるかと思っておりますけれども、要はそれを補えるように活用できる土地を早く処分していく必要があると思います。

そういう中で、その土地が一番まとまっているのが、今回のヴィレッジ構想の一部分、一部ヴィレッジ構想ができた経過があったんですけども、原山、石切地区が、その大きな面積を抱えているわけですから。しかも、一部については道路整備も一部されてるし有効な土地利用活用を早くすべきだと思います。ましてや、今回久原本家のヴィレッジ構想

が中止になりましたので、早くその土地の活用について、町としても、その方向性を早く定めて、一日も早く資産活用ができるような形をしていきたいと思っています。

それについては、さっきちょっとおっしゃったんですけど、非常に久山の町というのは、それを開発手続というのが非常に複雑でございますので、かなり時間を要するところが非常に欠点なんですけれども、企業側としてはスピードが第一なんですよね、条件として。それを一番言われますので、最小限にそういう形を縮めていく必要があるなと思っていますので、まずは早急に私たち行政として土地利用の計画案を定めて議会等にもご提案したいと思っておりますので、ぜひ議会のほうも一緒になって町の活性化のためにご協力いただければ大変ありがたいなと思っています。特に、活性化ゾーンの土地活用については早急に議会の皆さんと一緒に進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（阿部文俊君） 清永議員。

○2番（清永義弘君） 本当に心強い考え方を申し上げられて感心しました。今町長が申されますように、町の活性化のためにはこういう土地を早く有効利用するというのが一番先決だろうと思っておりますので、やはり議会も一緒になって検討していきたいと思っておりますので、お互いに検討の場を設けていかなくちゃいけないなと思っておりますので、今後ともよろしくお願いたします。

以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（阿部文俊君） ここで暫時休憩に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（阿部文俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番有田行彦議員、発言を許します。

有田議員。

○3番（有田行彦君） 私は、3項目についてご質問いたします。防災、ふるさと納税、上久原土地区画整理事業でございます。よろしくお願いたします。

実は、私は議員になる前、東久原区の副区長などの役員をしたり、消防団に入り町内の水害箇所にも出動したりしていたしましたので、町内での災害箇所は記憶にあります。7月7日の広島、岡山、愛媛県などの水害は、毎年日本のどこかで発生しても不思議でないようになりました。久山町も例外ではないと考えます。

そこで、そのことを教訓に防災についてお尋ねします。

7月7日、数十年に1度の記録的大雨で、四国愛媛県西予市野村町では、ダムが豪雨で満杯となり放水量が急激に増えたことで下流の肱川が一気に増水、町の中心部の広範囲が水につき、逃げ遅れた5人が犠牲になったと。ダム管理者の話では、流入分とほぼ同量の水を放出するとのこと。しかし、ダムの放水量が増えるという情報は発信していなかった。

久山町は2つのダムがある。そのうち昭和45年しゅん工の久原ダムの下流には穴口池が上下2カ所、久原ダムが放流すれば下流の2つの池があふれる。以前、久原ダム下流、東久原の住宅へ床上、床下浸水の被害があり、そのことを質問したとき、町長は久原ダムは放流でなく越流と答えられました。そのとき、穴口池の上と下との間の土手には穴があいて、現在シートをかぶせている。また、下流の新建川の河川工事はそのまま。

そこでお尋ねします。

今年3月議会で穴口池、池上池の調査、設計、耐震調査委託料の予算が可決承認されましたが、その後どうなっておりますか。また、工事完成はいつごろになるか。

○議長（阿部文俊君） 田園都市課長。

○田園都市課長（川上克彦君） お答えいたします。

穴口池につきましては、復旧工事と申しますか補修工事は実施主体が福岡県になっております。今後の予定につきましては、今年度に現地調査、31年度に国のヒアリングを受検いたしまして32年度に実施設計の実施、33年度から36年度の4年間で工事を実施する計画になっております。工事の完成は36年度の予定であるというふうに聞き及んでおります。

なお、池上池につきましては、耐震調査を10月から実施する予定にいたしております。これは調査結果に応じて必要であれば改修工事を実施する予定でおります。

以上でございます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） まず、穴口池なんですが、36年度の工事完成ということですけど、課長も現地を見てあるだろうと思いますが、実際あの状態は非常に危険な状態だと私は理解します。今でも少しずつ少しずつ傷口が広がっていきよるんじゃないかと。今年は30年です。6年間もちましようかね。

それから、池上池につきましては以前、これは申し訳ない言い方やけど、議員の皆さん一緒に見ましようと言って、池上池のここが漏れよるとですよと言われたところを見に行きました。ところが、地域の方から君たちは何しよっとや、あそこでと。ああ、あそこが漏れよりますからということでしたという、全然違うところを見てるやないかと。それで、現実的に池上池の状態は、池上池は下流の中久原、あるいは中久原の前田地域とか下

久原地域の農業用水でもあるけれども、池上池は常に満杯にすることができないと。農業用水が十分賄えるか不安だと。理由は、池上池の土手に不安があると地域の方の話でもありました。穴口池については36年までもてるのかどうか、池上池はそういう状態である、現実的にそういう状態であるということですが、その点課長は、課長のお話は聞いておりましたから、町長はどうお考えですか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 池の堤防については、これは外見から見る状態ではわかりませんので、専門の地質関係のコンサルに依頼して、きちっと調査することが判断であります。外見だけで水が漏れてるからとかいうのは全体の状況はまだわかりませんので、今課長が申しましたように、穴口池につきましては福岡県が実施主体になりますので、今年度現地調査をして、やるということですので、それによってその状況がわかるんじゃないかなと思ってますし、県のほうにその指示を待ちたいと思っています。

それから、池上池につきましては以前からそういうお話は聞いてますので、もう既に以前ボーリング調査もやっており、早急なそういう崩壊のおそれはないという状況でありますので、今度もう一度耐震調査を10月からやりますので、その中で必要に応じて対策をとっていきたいと考えています。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 私も地域の方から、ちょっとこれを見たらどうかということで連れて行かれました、池上池へです。確かに、私も素人ですけども、そこに住んでおられる方は昔からの状態というのはよくご存知のようでした。それで、こういうところが流れとるからということで土のうを詰めたりされておりました。それで、ぜひひとつ一日でも早く完成されて、そして地域の方が安心して住まれるように、やっていただきたいと思いません。

次に、平成21年の豪雨のとき、久原ダムの越流についての情報は、その当時ダム下流の東久原区にはなかった。越流を早く知ることができれば、土のうを積むなどの対応ができ、床上、床下浸水の被害はなかったと考えます。

今年7月6日、北九州市八幡東区の河内貯水ダムがあふれ越流し、下流の流域住民が床上、床下浸水の被害に遭いました。河内貯水ダムは治水目的のダムと違って放流機能はなく、雨で満水になると側壁から水があふれ下流に流れ込む。久原ダムも福岡市のダム管理課に聞いたところ、放流機能はなく警報装置の回転灯もない。下流東久原地域への情報提供はない。河内貯水ダムは久原ダムと同じく治水目的のダムではないが、警報装置等があります。また、猪野ダムでは放流の場合サイレンが鳴り赤色灯ランプや放送がある。久原

ダムも放流、越流する場合は、直ちに下流の住宅地に知らせる異常降水時防災操作を開始して、猪野ダムのように対応すべきではないか。

また、7月31日に同僚議員と平成10年しゅん工の猪野ダムを見に行きました。猪野ダムの周回道路ののり面が崩れている現場がありました。昨年の9月議会で私は一般質問で取り上げておりますが、そのままの状態です。どうお考えですか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今おっしゃった久原ダムは以前、のほうから水が集落のほうに越流してきたんですけれども、あれはダムが満杯になってあふれ出たという状況じゃなくて、ダムは通常の余水吐からの水が流れて、穴口池のほうには山からの水が道路を伝って同時に穴口池に入り込んだという状況だったと思います。そして、私が越流と言ったのは、穴口池は土手が壊れて下流に流れたんじゃないで、穴口池は土手の上を水が越流したということでございます。

久原ダムは、今お尋ねの件ですけれども、河川から水を吸い上げて貯水する揚水ダムであります。下流のほうから水を上げてダムの水を確保する。あとは、自然の山からの水を集めるようなダムですから、猪野ダムのように河川をせき止めて作ったダムじゃないから、急激に水がそこに集積して危険な状態になるというようなダムでは、そういう構造とは違いますので、ダム自体にも異常降水時の防災操作そのものがないというダムでございます。

ただ、福岡市との申し合わせにより、降水時には余水吐からできるだけ出ないように貯水率を95%に調整していただいております、申し合わせ以降は貯水率90%で推移しておられるのが現状であります。それでも、ダムの余水吐から越流する状況が発生しそうな場合には、町に連絡を入れてもらうように福岡市のほうには協議を申し入れています。

ですから、久原ダムそのものが越流することは、まずあり得ないということなんですけど、余水吐からも大雨時に出ないように、そういうときには事前にダムの貯水率を下げていただいているという状況にあります。

それから、猪野ダム周回道路のり面については、事業費に多額の予算がかかることから、工法等を今検討しているところでございます。現状では通行に支障がないような対応で仮の応急措置をしているところでございます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 町長の答弁の中で、ダムの下流である東久原の住民にとっては、猪野ダムと同じように越流した場合とかそういう場合は今後もあつたらけませんので、もしものときの用心のためにも、猪野ダムと同じようにそういう警報装置なりをつけていただ

くように、これは管理は福岡市でしょうから福岡市に申し出ていただきたいと思います
が、その点どうでしょう。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今申し上げたように、実際にあり得ない状況のダムでございますので、その必要はないんじゃないかなと思います。また、事前に福岡市のほうから連絡を入れていただくようにしていますので、町としての有線なり広報は対応していきたいと思っていますので、地元の皆さんが不安に思っておられるかもしれませんが、サイレン等での周知という形での要請はどうかと思います。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 現実には越流が全てだとは思いませんけれども、東久原住宅街が床上浸水、床下浸水したときに町長にお尋ねしたときは、越流も影響があるというような答弁だったと思います。だから私は、これはぜひそういう警報装置等については福岡市と交渉していただいて付ける、そういうふうなことによって下流の東久原の住民も安心できると思いますので、ぜひ再考していただきたいと思います。

それから、久原ダムには福岡市から管理委託料という名目でできておりますが、猪野ダムは基金がなくなりまして、猪野ダムの管理委託料とかいうのは県からはどうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 久原ダムは福岡市から周辺の管理委託料ということでお金をいただいて、うちのほうで整備してるんですけれども、猪野ダムについては、これは治水ダムとして、治水ダムかな。猪野ダムのほうはダムの資産として県のほうから交付金が約1億円毎年入っていますので、とても久原ダムとのダムの取り扱いとはまた別の関係で、交付金として町のほうにいただいております。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） そうすると、猪野ダムは1億円毎年来ているということでしょうか。

（町長久芳菊司君「程度です。毎年金額は一定じゃございません」と呼ぶ）

そうですか。今年、9月議会の補正に……。

（町長久芳菊司君「議長、ちょっと先に」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） ダム交付金が1億7,000万円ほどあるそうでございます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 基金が1億7,000万円というのは……

(町長久芳菊司君「交付金です」と呼ぶ)

交付金が毎年ですか。毎年1億7,000万円。

○議長(阿部文俊君) 町長。

○町長(久芳菊司君) ダム建設費の減価償却という考え方で交付金が来ますので、若干少しずつ下がってくるという交付金でございます。

○議長(阿部文俊君) 有田議員。

○3番(有田行彦君) ちょっとまたそこら辺が理解に苦しむんですけど、毎年1億数千万円来るということでしょうか。それとも、例えば今年なら今年1億数千万円久山に、そしてそれを何年かに分けて使うとか、そういうふうなものなんですか。

○議長(阿部文俊君) 町長。

○町長(久芳菊司君) それは、公共のダムの所在市町村に対して県が払う、いわゆる税金のかわりみたいなものです。ですから、資産価値の減価償却が行われれば当然その税金が減っていくと同じような形での考え方に基づく交付金です。

○議長(阿部文俊君) 有田議員。

○3番(有田行彦君) 実は、9月議会の補正に猪野ダム周回公園の36万円上げておられます。この件については、また委員会でお尋ねしたいと思います。これはそういったものも県からの交付金で相殺ということで考えていいんでしょうか、町長の考えをお願いします。

○議長(阿部文俊君) 町長。

○町長(久芳菊司君) 猪野ダムの周回道路は町道に帰属していますので、あくまでも町の管理となります。この交付金というのは、今言ったように、固定資産税と考えていただいて結構ですので、この財源は一般財源として自由に使える財源でございます。

○議長(阿部文俊君) 有田議員。

○3番(有田行彦君) それじゃ、大体わかりました。また、それを後のことで使っていいということだろうとは思いますが、次に久原新建川についてお尋ねします。

久原新建川が今現在、以前は青いビニール袋だったんですが、今は黒いビニール袋の土のうが並べてある。護岸工事はどうなっているのか。また、新建川の河川の流れを変えるという計画がありましたが、どうなっておりますか。

○議長(阿部文俊君) 町長。

○町長(久芳菊司君) 課長のほうから説明させます。

○議長(阿部文俊君) 田園都市課長。

○田園都市課長(川上克彦君) お答えいたします。

新建川改修工事は、河川管理者である福岡県が平成22年度より下流である県道猪野・土井線にかかっております池上橋付近から上流に向けて整備を行っているところでございます。現在は、地蔵の森裏の河川が蛇行した付近まで進捗しておるところでございます。地蔵の森裏の河川が蛇行した箇所の整備の今後の流れでございますけれども、河川本体の流れにつきましては現在そのまま整備を行い、河川の流量が増加したときには新たに河川の本流部分をショートカットをする水路を整備し、流量が増えたときにはそのショートカットをする水路に流れて、蛇行した部分からの越水を防ぐという構造になっている予定でございます。

以上でございます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 実はその当時、今土のうを築いているところから水があふれまして、今の下水道課長と一緒に土のうを積んで東久原のほうに流れた経験があります。その上に吉野橋というのがあるんです。その吉野橋も流木によって流れたんです。だから、あの川は非常に難しいところではある。それで、早く河川の流れを変えるという計画があるなら、これはもう早く進めるように県に申し出るべきじゃなかろうかと思うんですが、その点、町長どうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） もう河川に県の工事が入っていきますので、そう遠いうちではない。そこに工事に入ってきますのでですね。それから議長、先ほどの発言をちょっと修正したいんですけど、治山ダムということを行いましたけれども、治山の意味もあるでしょうけど主は飲料ダムです。だから、交付金が来るということになっています。

○議長（阿部文俊君） わかりました。

有田議員。

○3番（有田行彦君） 恐らく飲料関係のダムでもあろうと思います。今、くばらコーポレーションがやっている昔の猪野山荘の前に水利許可証というのが立っていますよね、久山町に対する水利許可証。その目的は飲料水だというふうに標識が立っておりました。これは一般質問の中に入れておりませんでしたけれども、猪野ダムにも飲料水許可標識というのが立っておりました。そして、ところがこれは平成30年3月31日で切れておりました。この辺はどういうことかなとは思っておりましたけれども、今町長言われたごと飲料水としても使われてるというふうなことはわかりました。

それでは次に、ふるさと納税についてお尋ねいたします。

私、ふるさと納税については非常に関心がありまして、以前から何度か質問させていた

だいております。そこで、今回もまたふるさと納税についてお尋ねいたします。

ふるさと納税についてお尋ねします。

平成29年度町税である固定資産税、たばこ税等は伸びている反面、普通交付税はその分減っている。そういった財政状態の中で、ふるさと納税は自治体の貴重な財政収入。新宮町では、ふるさと納税を活用して町の事業をやっている。ふるさと納税制度の問題点は、例えば、ふるさと納税返礼品について、国、総務省は過度の返礼品は慎むように、返礼品調達額の目安としては寄附額の30%以下になるように要請した。全くそのとおりの思います。ふるさと納税の趣旨は、地域の課題解決を目指す制度の趣旨に沿ったもので、地域に役立つ使い道に使うもの、競争の主体を返礼品から寄附の活用策に変えるべきではなかろうかとも思います。

一方では、国がこの制度をやめない限り自治体同士の税の奪い合いは続く、ということも自治体間の競争であるかもしれない。私は、ふるさと納税制度が続く限り、この制度に関心があります。そこで、2017年度の寄附収入額と久山町民の方の住民税等の控除額はどうかお尋ねします。

○議長（阿部文俊君） 総務課長。

○総務課長（實淵孝則君） お答えいたします。

平成29年度ふるさと納税額は約4,700万円でございます。実質4,701万円でございます。それから、平成29年度町民のふるさと納税額は1,060万8,000円でございます。29年度町民のふるさと納税額は1,060万8,000円。それから、町民税控除額は465万2,000円でございます。町民税の分を差し引きますと4,235万8,000円となります。

以上でございます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） これは担当課の努力のおかげだろうと思いますけれども、このふるさと納税は常にあるという問題ではないと思いますけれども、こういう税がある限り、ひとつ頑張って伸ばしていただきたいと思っております。

次に、西日本豪雨で甚大な浸水被害に見舞われた岡山県倉敷市や広島県呉市では、ふるさと納税による寄附の申込額が前年の45倍に、返礼品のない災害復興支援金でふるさと納税制度の本質だと思う。やはり国民の良心でしょうね。しかしながら、寄附した人の住んでる自治体の住民税等への影響はどうだろうかと思うところがあります。

2017年度寄附の全国の最高は大阪府泉佐野市で135億3,300万円、糟屋郡では新宮町の約10億6,000万円。返礼品の豪華さによる寄附は疑問がある。しかしながら、新宮町では新中学校建設など14事業に3億3,000万円を充てているとのこと。また、新宮町も普通交付

税は減額の状態。人口増に伴う新たな小・中学校建設費が財政圧迫を加速させる懸念もあったが、ふるさと納税の導入が手助けをしてくれ、将来の財政計画も明るい見通しが立つという話。また、新宮町の返礼品は、特産品のイチゴあまおうや町内に工場があるもつ鍋セット、またはふるさと納税対象事業として町内の相島、立花山関連の遺跡事業の宣伝が功を奏しているとの話でした。

ふるさと納税を寄附する人は、希望するお金の使い道を選択できる。久山町内の首羅山遺跡事業、かかし祭りなどの事業に寄附していただくように宣伝したらどうかと思いますが、その点、町長どうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） うちのふるさと納税のホームページを見ていただければわかりますように、そういういろんな分野に分けて寄附される方がこういうことに使ってほしいという希望をとるようになってますので、今後そういう観光も含めて、さらに増やしていきたいと思えます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 次に、2項目めに移ります。

平成28年度久山町決算審査意見書や29年度意見書でも自主財源の確保について安定的な自主財源確保に努められたいと指摘されておりました。平成30年度当初予算では、ふるさと応援寄附金歳入として1億円組んである。自主財源確保の一環と考えるこのふるさと応援寄附金を使って町の課題解決につながればとも考えます。2018年度当初予算にふるさと応援寄附金歳入1億円組んであり、9月になります。成果のほどはどうなっておるのでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 総務課長。

○総務課長（實淵孝則君） お答えいたします。

ふるさと納税分でございますけれども、7月末時点で収入額が1,487万円でございます。8月6日から新たに楽天ふるさと納税に加入いたしまして、楽天のほうのサイトも開始したところであります。今後も1億円になりますように、目標に向けて鋭意努力をしてみたいと思えます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） そうですね。あと何か月ということになっておるようでございますので、ひとつまた頑張ってください。もし私どもで何かできることがあれば協力してやっていきたいと思えますので、よろしくその点をお願いします。

次に3項目め、企業版ふるさと納税の現状です。

企業版ふるさと納税について、自治体が行う地方創生の取り組みに対する企業の寄附について、税額控除の優遇措置があり、法人住民税、法人税等が税額控除の対象になり、久山町の自主財源確保に影響を与えることになると思います。そこで、久山町の企業版ふるさと納税についての現状は、どうなっておるでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） ふるさと納税の企業版というのは、国が進める地域再生法に基づく中でふるさと納税企業版というのが出されております。これは、ですから地域再生法に基づく久山町における久山町の活性が雇用を大きく増やすようなプロジェクト事業、あるいは久山町に大きな財政的効果ですか、そういうものを目的とした地域再生事業というのを本町が民間と取り組む事によって、民間がその趣旨に賛同して本町に寄附をしていただいた場合、その前提条件となるのは地域再生法に基づくその事業が、内容が一致してるんだという国の認可をもらって初めて企業版のふるさと納税というのが出される、そういう仕組みになっています。

今、本町でも地域創生の総合戦略の中に、そういう地域再生事業というのも取り組んでおるんで、入れ込んでおるんですけども、今現在ではまだ久山町における地域再生事業というのは組み立てができておりません。

ただ、このふるさと納税の企業版というのは、1つは条件があつて、本社がそこにある企業はそれは認められない、それから寄附することによってその企業が利益を受けるような場合は、それは対象から外すということになっていますので、先ほど言ったように、本社はこちらになくて、そういう官民一体となって久山町が地域再生の何か事業を、再生事業をやったときに企業からそういう応援をしていただく、そういう形になろうかと思いますが、現実には本社所在地という条件がなければ。実は、今久山町が久原本家さんの協力を得てやっているグローバル人材事業、これは海外留学の支援と、それから幼・小・中の英語教育について1,000万円近く、以上の協力をいただいています、これはまさに久山町の教育を高めるとかの形の事業ですから、本来なら地域再生事業に当たる内容の事業に取り組んでるんですけども、残念ながら久原本家は久山町所在の企業さんであるから、それはふるさと納税、いわゆる企業版の納税には合わないということでございます。したがって、今現在では、まだ本町として取り組みはしておりません。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 私も企業版のふるさと納税の趣旨は大体わかっているつもりでございます。今おっしゃったくばらコーポレーションが、よその自治体に寄附するといった場合に、法人、今度は、くばらコーポレーションが納めてある法人税等が減額になると、こう

いった場合、久山町にとってはマイナスだろうと思います。よその自治体に寄附されて法人税が減額になると。法人税というのは大きいですね。これは監査のときにもわかると思いますけども、そういうふうな企業ができない、逆に町外の企業が久山町に寄附するよ
うな、ひとつその辺を考えていただきたいと思います。

実は、企業版ふるさと納税対象事業に取り組んでいる大野城市は、今おっしゃったように観光交流事業として大野城市に来る、住む、集う推進プロジェクト計画を立ち上げておられます。それが平成28年からやっておられる。そこで、私は大野城市でびっくりしましたのは、大野城市企画政策部自治戦略課というのがあって、そこが担当している。そのメンバーの中に、久山町在住の下山田在住の大野城市市役所職員が入ってあるんです。どこかで見たことあるなと思うたら下山田の人で、それでもし今後取り組むということであれば、その方の話など、ひとつ参考に研究したらどうかと思いますが、どんなものでしょう。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 単にふるさと納税の企業版というのは、企業さんからお金をもらうというような事業ではない。主は、町がどんな地域再生の事業に取り組んでいくかであって、金をもらうために何か事業を設けるということではないと思いますので、しっかりと久山町の以前から進めている観光交流事業とかそういうものに、あるいは農業振興を目的としたような形で早く地域再生の事業計画を考えて検討してまいりたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） ぜひ、ひとつ企業版についても積極的に考えていっていただきたいなと思います。

それから、返礼品にちょっと触れてみたいと思います。

国は、返礼品を地域の物産にするように求めているようです。久山町の特産品はと聞かれたら、はて何だろうと自分自身、私は思いますけれども、町でオリーブ事業に取り組んでいこうと考えているが、いろんな問題があろうと思います、オリーブ事業についても。

その事業の中で、オリーブの苗木をふるさと納税の返礼品として活用したいとのことでありましたが、その後どうされておるのか。また、今後オリーブ事業をどうするのか。盛んにオリーブ事業については、先ほど議員の方ともやりとりされておりましたが、もしオリーブの苗木をふるさと納税の返礼品として活用するというにまだ考えておられるなら、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 将来、そういうオリーブ苗の生育がたくさんできるようになれば当然

そういう形もしたいなという思いがあります。

今現在、オリーブ苗の町独自でやってる挿し木による栽培は、今年で3年目ぐらいになりますか、活着率はだんだん上がっていますけれども、まだまだ今現在3年もんぐらいで今200本以上の苗木が育っております。これを活着率を今2割ぐらいだったのを少なくとも5割以上ぐらいになると、もっとできてくるのではないかなと思っていますが、オリーブ挿し木によるオリーブ苗の栽培については、専用の鉢を既に町は所有していますので、今後はそんなに管理経費もかからないと思いますので、もう少しそれを進めていきたいと思っていますし、今現在200本程度の3年物の苗については、町民の方にも知っていただくためにも町民の祭り等で配布をして、町民の方にもオリーブ苗を育ててもらえたらなと思っています。

将来にわたっては、苗木もそうだろうし、町の健康の町を、言いましたようにPRする一つの商品として、苗木もそうだしオリーブの実を使った加工品ですか、それとか九電工あたりでもそうですけど、今のオリーブの本数では、そんなにたくさんの油というのは出てこないと思いますけれども、どこもやっておるのは、ほかのオリーブオイルとまぜて販売されていますけども、久山町特有のそういうものを一つのアピール商品として、本数はそんなにできないと思いますけど、ふるさとの返礼品として使えれば使いたいなどは考えています。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 岡山県津山市では、ふるさと納税をいただいた方にはオーナーになっていただくと。オリーブのオーナーになっていただくと。そういったこともされておるようでございます。

それでは次に、上久原区画整理事業についてお尋ねいたしたいと思います。

平成30年5月11日に換地処分公告が決まり、清算金の額も確定し、徴収が始まります。徴収完了期限は5年以内。ただし、資力が乏しい人は10年以内と。指定した期限内に納付しない人がいるときは、組合は町長に対し徴収の申請をすることができるとあります。町職員は今でも地方税等の滞納処理に追われているが、これは拒否ができるかどうか。その点、町長にお尋ねします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 法律では、組合が事業を終了して解散した後は、そういう清算金等の未納者があれば町のほうにそれをお願いできるということになってますので、基本はやはり受けるべきだと思います。

ただし、いろんな区画整理の状況によるんじゃないかなと思います。何でもかんでも、

たくさんのそういう清算金を残したまま、後は町にお願いしますよというような形では町も受けることができないだろうし、必ず受けなさいという条文にはなってませんので、それは拒否することもできるんだろうと思いますけれども、当町の上久原の土地区画整理事業については、当然ながら町の政策の中での区画整理事業を推進してきてるわけですから、組合からそういう打診があれば当然協議に応じたいと思っています。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 私は、それはちょっと危険、負担が大きんじゃないかという気がします。確かに、土地区画法第41条3項によれば、市町村長は当該申請があった場合においては地方税の滞納処分の例により滞納処分をすることになると。そうすると、やはりこれは職員もさることながら、いつまでも払わない人がおったら、これどうするのかという問題も出てこようと思うんです。やはり上久原区画整理組合が清算金が始まれば、そういうことにならんように指導していく必要があると思いますが、その点どうでしょう。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） おっしゃるように、それが第1原則だと思います。まずは、組合できちっと清算金まで終了していただいて解散をしていただく。ただし、この法律で定めてる場合は、どうしてもできない場合は、組合というのは強制権というのが非常に難しい点があるんだろうと思いますが、町のほうに移行すれば滞納処分としての処分ができますので、当然納付されない場合は税法と同じ取り扱いをやりますので、差し押さえしたり等の執行力ができるから町のほうにという形に、私は法は定めてるんだろうと思っています。

ですから、町がもし区画整理組合の申し出を受けない場合は、区画整理組合が県に届け出て滞納処分ができる許可を得ることができるということになっていきますので、最終的には、そういう形も組合としてはできない状態じゃないけれども、それは組合でやんなさいというのはどうかなと思います。だから、その組合からの申し出の内容によって判断すべきであって、今の段階でこれを受けるのか受けないのかというのは、ちょっとまだそういう判断はすべきではないと思っています。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 私が言いたいのは、そういう状態にならないように組合に対して指導できる立場でしょう、町は、町長は。それを指導するべきではないかと私は言っています。というのは、今までも上久原区画整理組合には町は非常に協力してきていますよね。昭和64年、平成元年から25年の事業期間であるその当初、町が組合に出資した元金助成金は約4億円。そういった出始めがありますよね。金銭でもそういう協力をしてきてある。それで、最後の締めになった時点でまたそういうのを町が、いわゆる言葉は悪いですけど

・・・するようなことは絶対避けるべきだと思います。もう一度、町長。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） ・・・とか、私はそういう立場で町は、おっってはならないと思っています。これは、町が地域の方に投げかけて、町の人口政策等々を含んだ上で、ある意味一緒に協力をお願いしながらやってきた事業で、確かに年数はかかりましたけれど、だけど今現在の久山町の人口増による効果というのは、今おっしゃった4億円というのを私は超えていくんじゃないかなと思います。だから、今大事なのは早く区画整理組合の事業が完了するように、町も積極的に、おっしゃったように指導、支援をしていく立場に、私はこの姿勢は崩すべきではない。・・・とか、そんな立場でこの事業というのは推進してきたものじゃないということをぜひ議会の皆さんにもご理解願いたいと思います。

組合は組合で一生懸命、役員になられた方はご尽力されてるわけですから、何のこの方たちが収益を得るということじゃないわけですから、ぜひこれだけは皆さんにお願いしたいんですけれども、一日も早く、入居されてる方もたくさん増えてますので、その辺のところをですね。有田議員さんも常々おっしゃるのは、早く事業を完了させるよう町も協力しなさいと再三私も言っていました。

ですから、もうここに来て早く終わることに対してのご理解とご支援をぜひお願いしたいと思っていますので、今ご心配なさっているような清算金、これは原則終わらせてしまう、組合で終わらせるのが原則ですよ。だから、どうしてもそれができない状態になったときに初めて恐らく組合からも申し出があると思いますので、その状況を見て判断して必要であれば町で受けたいと考えています。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） まず訂正したいのは、・・・という言葉が的確でなかったということについて訂正いたします。

次に、この事業が一日でも早く終わるように、当然我々も願ってるところではございますが、現実的には1年間延びております。既に、もう半年過ぎております。それで、十分完成できるのか、あと半年でですね。その点は、正直言って心配しるところでございます。

次に、土地の固定資産税についてお尋ねいたします。

久山町の平成29年度の固定資産税は、12億8,997万3,985円で、平成28年より約6,111万円の伸び。町民の皆さんが納税の義務を果たされた結果だと考えます。その中で、土地、固定資産税について、私は果たして課税の公平性が保たれているか疑問があります。

上久原土地区画整理事業内の平成30年1月1日以降の仮換地の使用収益を開始している土地について、みなす課税を実施するとありますが、平成30年1月1日以前仮換地の指定を受け、農業委員会の農転の許可、建築許可を得て使用収益、家を建て、そして建物を建築している土地についての固定資産税額の算定が納得いきません。

そこで私は、国、総務省の固定資産税土地係にお尋ねしましたところ、固定資産税については市町村が決める、国は何も指導はありませんとのこと。県にも尋ねましたところ、国と同じ話でありました。そこで、粕屋町の土地区画整理事業にかかわる土地の評価及び課税等に関する事務取扱要綱を読みましたところ、仮換地の土地でも使用収益、いわゆる家が建ったら使用収益開始から登記完了までは現況地目とする。いわゆる宅地とする。その理由をお尋ねしましたら、町民の行政サービスを考えたとき、固定資産税額算定上、当然のこととの説明でした。

これから、区画整理内に集会所等の公共施設の整備もしていかななくてはならない。整備には土地所有者の方がされるなら別だが、町費を使って町の責任ですと考えると、町費は固定資産税等の町税。そこで、平成30年1月1日以前に使用収益、家が建てられた土地に宅地並みの固定資産税でなく、それより安い農地、山林の地目での課税では課税の平等性が考えられるか、不公平であると思いますが、その点どうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 区画整理事業の粕屋町の例を言われたんですけども、これは小規模の区画整理であれば、その地権者たちで合意して取り扱いというのは不公平感が生じないと思いますけども、上久原の約36ヘクタールぐらいのエリアにおける広い範囲では、しかも既存の住宅地も含んだ中での区画整理事業においては、早く土地の収益利用ができた、してくる人、それからまだ最終的な換地が、仮換地の中では何もまだ土地の売買等ができない状態の、工事の関係でできない人と、そんないろんな事情が発生しますので、税法的にきちっとされた、税法に基づいた形で上久原の区画整理の場合は、今お尋ねの固定資産税等の賦課の措置をやってきておりますので、その内容については担当課長のほうから説明をさせたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（阿部文俊君） 税務課長。

○税務課長（佐々木信一君） お答えいたします。

久山町上久原土地区画整理事業におきましては、平成29年11月30日に福岡県知事より換地計画の認可があり、賦課期日1月1日において土地区画整理区域内全域が換地計画の認可が行われたことをもって、一部使用収益をされない部分を除きまして換地等の使用収益を開始することができる土地につきまして、対応する従前地の納税義務者、保留地につき

ましては使用者を所有者とみなして課税いたします、みなす課税を実施することもできることから、平成30年度から登記完了まで、みなす課税を実施いたしておるところでございます。

このことにつきましては、総務省、福岡県の照会によりまして見解、助言を受けての適切に対応するものでございます。また、土地区画整理組合への説明、納税義務者、地権者への、みなす課税の通知、案内等も実施したところでございます。

固定資産税におきましては、土地登記簿、または土地課税台帳、補充台帳に所有者として登記、または登録されてある方に課税する台帳課税を原則としております。みなす課税とは、仮換地等の使用収益を開始することができる土地につきまして対応する従前地の納税義務者、保留地につきまして使用者を所有者とみなして課税できるものでございます。

以上でございます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 6月5日の全員協議会のときに町長の答弁では二重課税のおそれがあるとおっしゃったんですね。しかしながら、仮換地指定を受けた土地は農業委員会で農転の許可がおりて建築行為等の許可もおりてるんです。それで、地目が宅地になってる。それぞれの問題はクリアされております。二重課税のおそれはないと考えます。今の答えの中にはこの二重課税の云々というのはありませんでした。

そこで、再度土地区画整理事業の執行にかかわる土地の固定資産税等の課税等についてお尋ねします。

仮換地指定から使用収益開始までの取り扱いについては、地方税法343条第1項第6号及び粕屋町町税条例によると、地目は仮換地の指定の、要は属する土地の1月1日における従前の土地の地目とし、使用収益、家が建てば開始から登記完了までの取り扱いについての地目は、賦課期日における仮換地であっても、家が建てれば現況地目による固定資産税評価額基準の計算も現況地目によるとあります。

今年6月5日、6月議会初日全員協議会で私の質問で、町長の答えは換地計画の認可が昨年11月におりたからとの説明でありましたが、国、県に尋ねたところ固定資産税はあくまでも市町村が決めるとのこと。土地区画整理事業の換地計画の認可などの工程、結果は関係ないとのことでありました。また、県の認可がおりると、みなす課税を今年からとることができ、またそれ以前にさかのぼっては法的にできないとの町長の答えでありましたが、法的との答えでありましたので、同僚議員と専門家に聞いたところ、条文には見ることができないとのことでありました。

今後は、集会所等の公共施設の整備が町費により求められる。固定資産税は町の自主財

源として大きなウェートを占めている。また、税の課税の平等性が保たれるか。みなす課税は仮換地の使用収益があつて土地については課税ができる。平成30年1月1日にこだわらず、それ以前の仮換地の使用収益、家が建てば開始されている土地についても、現況地目、宅地として課税すべきで、建物に固定資産税を課税した時点にさかのぼって考えるべきではないかと思ひます。

また、参考に固定資産税の納税義務者というところに、法律的には仮換地の云々かんぬんとかいうふうな文章、私の資料では書いてあります。しかし、ここには地目とか固定資産税の評価云々については書いておられません。参考ですが、お渡しします。お願いします。

(町長久芳菊司君「答弁は」と呼ぶ)

さかのぼって固定資産税はかけられるかどうか。

○議長(阿部文俊君) 町長。

○町長(久芳菊司君) 今、税務課長が申したとおりだと思います。

粕屋町は仮換地でやったということなんですけれども、先ほど言いましたように、狭い範囲の、地権者が10名程度であれば仮換地でも土地がきちっと誰の土地はここになりますよというのが確定しますから、これで使用収益ができるところは、みなす課税をやりますよという申し合わせができれば、それでできると思ひますけれども、本町の場合は換地が確定してない状況であれば、まだ保留地自体が動いてるような状態の中で、いわゆる最終換地が確定していない状況では二重課税になるところが出てくるわけですよ。

ですから、換地が確定するまでは、建物だけは通常どおり同じように使用収益が始まったところについては1月1日現在の賦課をかけてきています。ただ、土地については減歩されるわけですから、それが動いている状態ですから、確定しないと使用収益してるところとしてないところ、それから同じしてないところでも課税の不公平が出るという形になりますので、少なくとも県の換地認可がおりるまでは、みなす課税はやらないという方針できました。

これは、みなす課税しなさいじゃなくて、みなす課税をすることができるということですから、本来は完全に区画整理が全部使用収益ができる状態になって一斉に課税するということが可能なんですけれども、既に家を建て、宅地として使っているところについては、やはり年数もたちますので、きちっとした税法上かけられる状態になったら、もうみなす課税をやりますからということなので地権者の方に周知、説明をしてるところなんです。

ですから、何も久山町が今とってきたこと自体が不公平をさせてる状態でないし、区画整理法というのはそういう形で認められ、しなさいという制度のもとに久山町も行って

いますので、何か疑問等があれば、おっしゃった方と一緒に税務課にきて協議をさせてもらっても何ら構いませんので、ぜひそういうふうにご理解願いたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 疑問があるのは私ですけれども。

それで、我々素人は、やはりアパートが建ってる。アパートが建って、建てた方は家賃が入ってる、アパートです。一方では、固定資産税は払わんでいいと。農地とか山林なので。例えば、東久原でアパートを建てた人は、固定資産税はそれなりに宅地なんです。ただ、素人的に見ればアパートが建って家賃も入ってる。しかしながら、あそこは農地やけと。そんなばかなことはなかろうというのが、課税の平等性からすると私は疑問を感じる。私が疑問を感じる。それで、不公平と思うのは私。

次に、土地区画整理事業は1年延長になったが、組合から保留地処分の支援や補助金、町有地との交換など、今後町への支援の要請があると考えられないか。というのは、上久原土地区画整理事業内の町有地について疑問がありますが、昨日もこの点について質問があつておりましたね。平成29年3月9日の全員協議会で、町長から仮換地指定を受けた町有地の土地を上久原区画整理組合の土地にしたいとの説明がありました。その内容は、今でも理解できません。

町長は、今言いましたように、昨日の同僚議員の一般質問で組合との交換地があるような答弁をされましたが、3月9日の案件では交換地はないと担当課でも私も確認をしました。3月9日の全員協議会は議決の場ではなかった。私は、この案件は今でも了解していません。議会も議決してない、その結果町有地がなくなった。組合との交換なら理解できるが、まだ事業は半年残しても終わっていない。町有地を巻き込んでの今後の支援は絶対に納得できませんが、ここについて念を押しておきたいと思います。その点について、町長のお答えを聞きたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 昨日、本田議員さんの説明の中で、この件についてお答えしたときに交換という言葉を使ったと思いますけど、正確には交換ではなく換地ということで訂正させていただきますけれども、今町有地がなくなったと言われた。決してそういうことはありません。

29年3月9日10時15分から第2委員会の継続審議案件ということで、第2委員会から現状報告をなさいということで、全員協議会の中で換地の現状と今後の方向性についてご説明して理解をいただいたところでございます。今おっしゃってるのは、区画整理事業を推進していく中で、組合にとっては区画整理事業で生まれた保留地を処分することによっ

て工事等の事業を進めていかななくてはなりませんけれども、その保留地を含めて区画整理事業の中で地権者の土地の換地を定めるわけです。その土地の換地を定めた後に、組合としては積極的に、まず優先して組合が保留地を処分してその事業費を生み出そうとする中で、どうしても要望の強い場所とそうでない、要するに要望のつきやすい、土地の売買がつきやすい場所とがどうしても出てきます。

そういう中で、組合としても積極的にやられてるんですけど、どうしても幾つか、一番急ぐわけですから、地権者については時間があると思いますけれども、組合としては工事を完成させていくためには早く保留地を処分していく。これはどこの組合、区画整理組合でもやる手段だと思いますけど、そういう中で組合から町が受けてる換地の土地と、組合が換地を受けてる保留地の場所の、いわゆる換地の交換、見直しをしていただきたいという、これは一部についてですけども、申し出があったので、町としては当然事業を進めるために、先ほどから言っているように、町としても当然それは協力していく必要があるから換地の見直しについて了解をしたと。そういうことを委員会で説明したと思います。

ですから、当然換地の位置交換が変わってきた場合には、当然区画整理事業ですから、その土地に対する評価額をもってきちっと面積等の調整をやるわけですから、それをやって組合の保留地ができるだけ早く処分されるように協力をしてきたことは事実でありますし、それについては報告したと思います。こういう形で、方針で町は進めていきたいがということで全協で説明したと思います。それは、まだ議決もしてないとおっしゃるけど、これは議決事項でも何でもございませんので、これは町が予算を執行していく中で、あるいは事業を執行していく中で、議会の皆さんにご説明とご理解をいただいた事項であり、これは議会で換地の見直しを決定するという議決として案件で上げるものではございませんので、そういう形で保留地の換地の変換についてはお願いしたと、そういう経過でございますので、ぜひご理解をしていただきたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前11時53分